

平成21年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開会 平成21年6月5日
 閉会 平成21年6月10日
 開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月5日）

出席議員 8名
 1番 久慈省悟 君
 2番 藤山修一 君
 3番 久木村 君
 4番 山田清一 君
 5番 青木本倉 君
 6番 松久 君
 7番 坂本 君
 8番 豊省悟 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
 村長 古川正隆 君
 教育長 八戸良幸 君
 会計管理者 木村春美 君
 総務課長 佐々木京太郎 君
 住民生活課長 八戸純一 君
 産業振興課長 青川昭信 君
 教育課長 青木 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
 事務局長 太田信雄 君
 議会事務局主幹 中川 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名
 7番 坂本 豊 君
 1番 久慈省悟 君

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第19号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第6 議案の上程・提案理由の説明
 議案第42号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
 議案第43号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
 議案第44号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
 議案第45号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第7 請願付託の件

午前9時40分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより平成21年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

— 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久慈隆一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により7番坂本 豊君、1番久慈省悟君を指名します。

— 日程第2 会期の決定

○議長（久慈隆一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月10日までの6日間と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月10日までの6日間と決定しました。

— 日程第3 諸般の報告

○議長（久慈隆一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告

○議長（久慈隆一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） それでは、簡単に3月定例会以降の行政報告をいたします。

3月24日、蓬田小学校の卒業式が挙行され、出席をいたしました。

3月28日、蓬田村教職員歓送迎会がふるさと総合センターで行われ、出席をいたしました。

4月5日、蓬田村消防団恒例の春季火防デーが行われました。

4月24日、蓬田村老人クラブ総会に出席をいたしました。

5月11日、東津軽郡町村会の総会が青森市で行われました。

5月24日、蓬田中学校運動会が開催され、出席をいたしました。

5月26日、蓬田村商工会総会に出席をいたしました。

5月29日、臨時議会が開催されました。

5月31日、蓬田小学校運動会が開催され、出席をいたしました。

6月2日、蓬生園で100歳誕生のお祝いに出席をいたしました。

以上、簡単に報告をいたします。

○議長（久慈隆一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

— 日程第5 報告第19号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（久慈隆一君） 日程第5、報告第19号繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 報告第19号繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

次のページをお開き願います。

平成20年度蓬田村繰越明許費繰越計算書。

一番上、2款総務費、総務管理費。事業名として定額給付金給付事業。金額として5,547万4,000円を計上していますが、このうち5,424万9,061円が繰り越しとなっています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） それでは、産業振興課関係の繰り越しの事業名をお知らせします。

3行目です。8款土木費2項道路橋りょう費。事業名は、地域活性化生活対策臨時交付金事業であります。主な事業として、村道7の1の1号線の歩道新設事業。それから、村道の舗装・補修事業、これは5カ所あります。それから、グレーダーの購入事業の3本です。繰越額が1億1,267万2,000円の全額を繰り越しております。なお、その財源の内訳としては、国庫支出金が9,356万4,000円、一般財源が1,910万8,000円であります。以上であります。

○議長（久慈隆一君） 次に、教育課長。

○教育課長（青木昭信君） 教育委員会関係をご説明いたします。

一番下、10款教育費2項教育総務費。事業名としまして、地域活性化生活対策臨時交付金事業、スクールバス購入事業でございます。事業の総額が2,400万円。繰り越した額が1,993万円。一般財源が407万円でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に、住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 3款民生費2項児童福祉費に計上しております子育て応援特別手当交付金事業についてご説明いたします。

全体事業費は131万1,000円でございます。このうち129万9,675円を21年度に繰り越すわけですが、129万9,675円の内訳は手当が129万6,000円、事務費が3,675円でございます。対象児童は36名となっております。全額国から交付されるものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。松本淳司君。
○6番（松本淳司君） 質疑ではないですけれども、教育費の関係で今の説明のとおりでよろしいんですか。議事録に残るわけですから。（「済みません、間違えました」の声あり）
○議長（久慈隆一君） 教育課長。
○教育課長（青木昭信君） 全事業費が2,400万円。それで繰り越した額が2,400万円です。財源の内訳として1,993万円。これが国庫支出金でございます。それで、一般財源が407万円でございます。以上です。
○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。
以上で報告第19号繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

— 日程第6 議案の上程・提案理由の説明 ○議長（久慈隆一君） 日程第6、議案の上程・提案理由の説明。今期定例会に提出されております議案4件を一括上程します。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。
○村長（古川正隆君） 平成21年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案4件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。議案第42号平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案につきましてご説明いたします。

歳入では、県支出金276万6,000円の減額、寄附金10万円、基金繰入金502万1,000円、諸収入2,737万1,000円がそれぞれ増額となっております。

歳出の主なるものは、民生費で社会福祉費80万9,000円、児童福祉費205万8,000円、消防費で311万3,000円、教育総務費2,447万7,000円、小学校費63万7,000円、社会教育費61万1,000円などが増額となっておりますが、商工費で235万9,000円、土木費で河川費69万2,000円の減額となっております。このほかの費目においても所要の予算の補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2,972万6,000円の追加となり、予算規模は歳入歳出それぞれ19億4,489万1,000円となるわけであり、

議案第43号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案は、歳入では繰入金2万9,000円、歳出では総務費2万9,000円の増額となり、歳入歳出ともに2万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,038万7,000円となるわけであり、

議案第44号平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案は、歳入では繰入金12万1,000円、歳出では総務費12万1,000円の増額となり、歳入歳出ともに12万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3億7,423万2,000円となるわけであり、

議案第45号蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについてですが、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期が平成21年6月11日をもって修了するため、地方自治法第196条第1項の規定により委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては私及び関係課長からそれぞれご説明をいたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

— 日程第7 請願付託の件

○議長（久慈隆一君） 日程第7、請願付託の件を議題とします。

請願の付託を行います。

請願第1号所得税法56条の廃止を求める国への意見書提出を求める請願書について、紹介議員の坂本 豊君から説明を求めます。

○7番（坂本 豊君） 所得税法56条の廃止を求める国への意見書提出を求める請願書のご説明をいたします。

中小業者や農林水産業、自由業を支えている家族従業者の「働き分」（給料）は、所得税法56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、配偶者の場合は86万円、家族従業者は50万円しか認められません。私も県内業者婦人のデータ結果では、青色申告者106人、個人白色申告者は351人と全体の77%の方たちが差別的待遇に置かれています。

税法上では、特例として青色申告にすれば「働き分」（給料）を認められていますが、同一労働でありながら青色と白色で差別する制度自体が矛盾しています。アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国などの諸外国で当たり前に認められています。日本における所得税法56条は日本の常識、世界の非常識になっています。

私たちはどんなに働いても一人前人間として認められず、所得証明書をもらうこともできません。人権侵害の最たるものと悔しい思いをしてきました。青森公立大学の田中寛教授が「同一労働なのに同一賃金が認められないことも問題としながら、業者の女性が経営の附属物としてみられることを世間は容認している。男女参画の問題としても至急解決すべき」、さらに「業者の女性が究極のワーキングプアといわれるぐらいに所得が低い理由の根源に56条がある」と指摘しているところです。

私たちは所得税法56条廃止運動を「業者婦人の人権宣言」と位置づけています。56条は憲法13条（個人の尊重）、14条（法の下の平等）、24条（両性の平等）、25条（生存権）、27条（労働の権利）、29条（財産権）、世界人権宣言、自由権規約、そして女性差別撤廃条約に違反しています。私たち一人一人が人間として尊重されて、憲法に保障された権利を守ることは、非正規雇用者の待遇改善や社会保障の充実につながり、すべての労働者、すべての女性の地位向上に大きく貢献することだと確信しています。

ついては、別紙の「国への意見書」案をたたき台にして、意見書を採択していただくこ

とを請願いたしますので、よろしくお願いを申し上げ、ご説明にかえさせていただきます

○議長（久慈隆一君） 本請願は委員会付託を前提に質疑を許します。
（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。
よって、請願第1号は会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託
いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前9時55分 散会

上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

